## 遺産分割協議書(ひな形)

本	籍	
最後の住	所	
被相続	人	
生 年 月	日	
死 亡	日	

上記被相続人の遺産につき、相続人A(昭和〇年〇月〇日生)、相続人B(昭和〇年〇月〇日生)及び相続人C(平成〇年〇月〇日生)は、次の通り分割し取得することに合意した。

- 1 当事者全員は、被相続人の相続人が他に存在しないことを確認した。
- 2 相続人Aは、下記の土地を単独取得する。

記

所 在 愛知県名古屋市○地 番 ○番

地 目 宅地地 積 ○m²

以上

3 相続人Bは、下記の預金を単独取得する。

記

- (1) ○銀行○支店 普通預金 口座番号 1234567
- (2) ○銀行○支店 定期預金 口座番号 01111112

以上

- 4 相続人Aは、第1項の遺産を取得した代償として、相続人Cに対し、金○円を、平成○年○月○日かぎり、○銀行○支店のC名義の普通預金口座(口座番号○)へ振込む方法により支払う。なお、振込手数料は相続人Aの負担とする。
- 5 当事者全員は、本遺産分割協議書記載の遺産以外に被相続人の遺産が発見 されたときは、その分割について別途協議する。

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するために本書3通を作成し、署名押印の上、各1通保管する。

(相続人A) 住所	
氏名	
(相続人B) 住所	
氏名	
(相続人C) 住所	
氏名	

※1 不動産の場合、登記されている内容と協議書の記載に齟齬があると、相 続登記に支障を来します。

事前に相続登記手続を依頼する司法書士の先生等に確認していただくことをお勧めします。

- ※2 預貯金は、対象が特定できるように正確に記載する必要があります。単 に「○銀行の預金」のみでは不十分です。
- ※3 各自の氏名は、後日のトラブルを防ぐためにも、自筆で記入しましょう。

また押印は、認め印ではなく、実印で行いましょう。

登記等の手続きの際に必要となりますので、遺産分割協議書には、各自の印鑑証明書を添付する必要があります。